

広島県ビーチボール協会規約

(名称)

第1条 本会は、広島県ビーチボール協会(以下「県協会」と称する。

(事務所)

第2条 県協会の事務所は会長の指定する場所に置く。

(目的)

第3条 県協会は加盟団体を統括し、かつこれら代表する団体であって、いつでもどこでもだれにでもできるビーチボールを普及振興し県民の体力向上の高揚をはかる。
また競技力の向上その他それに関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 県協会は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ビーチボールに関する基本方針ならびに振興策を樹立すること。
- (2) 加盟団体の組織強化と相互の連絡調整をはかること。
- (3) 大会、及び講習会(公認審判員認定も含む)等に関する事業を実施し、または後援してビーチボールの普及と競技力の向上をはかる。
- (4) その他、目的達成に必要な事業を行う。

(組織)

第5条 県協会は県内外の加盟団体をもって組織する。

第6条 県協会は第3条目的達成のため理事会の議決をへて、各種の専門委員会を設けることができる。

専門委員会の規定は、理事会の議決をへて会長がこれを定める。

(入会)

第7条 加盟団体の入会は、県協会が認定し、県協会への登録をもってこれにかえる。

(役員)

第8条 役員は次のとおりとする。

会長 1名
副会長 若干名
会計 1名
事務局長 1名
理事 若干名
監事 2名

第9条 会長は総会において選出する。

副会長ほか役員は会長が指名し、総会において選出する。

第10条 会長は協会を代表して会務を統括し、総会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。監事は会計を監査する。

第11条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 総会は会員をもってこれにあてる。総会は年1回会長がこれを招集する。

第13条 役員会は会長、副会長及び役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第14条 役員会の議事は出席役員過半数の決議をもって決める。賛否同数の時は会長がこれを決める。

(事務局)

第15条 県協会の事務及び会計を処理するため、事務局をおく。事務局には下記のものをおく。

事務局長 1名 事務局員若干名

事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(会計)

第16条 加盟団体は、別に定める個人の年会費(1人 500円)を納入しなければならない。

第17条 県協会の経費は下記に掲げるもので支弁する。

1. 年会費

2. 事業収入
3. 賛助会費
4. その他の収入

第18条 県協会の会計年度は毎年1月1日に始まり、翌年12月31日に終わる。

(専門部会)

第19条 本会の会務を遂行する為に専門部会を設けることが出来る。

(附則)

1. この規約は平成24年1月1日から施行する。
2. 県協会の規約の施行に際して必要な細則は役員会において別にこれを定める。